

小島病院での長期収載品の選定療養の対応について

長期収載品の選定療養とは令和6年の診療報酬改定により、令和6年10月1日から導入された制度です。

選定療養の対象となる医薬品は、後発医薬品が上市されてから5年経過した長期収載品、または後発医薬品への置換率が50%を超える長期収載品です。

対象となる先発医薬品の処方を希望される場合、先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として医療保険の患者負担と合わせて自己負担分としてお支払いいただきます。

先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合や、後発医薬品の提供が困難な場合等は、特別な料金は必要ありません。

外来患者さんが対象となり、入院患者さんは対象外です。

ご不明な点はお気軽に医師や薬剤師にお問い合わせください。

令和6年10月1日 小島病院